

## 第 26 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 9 月 26 日（月）午前 9 時 30 分から 9 時 50 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

### 3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子			
会長職務代理者	1 1 番	西田 三郎			
農業委員	1 番	高田 真盛	2 番	牛野 進一郎	
	3 番	久保田 力雄	4 番	砂坂 浩一郎	
	5 番	小山 幸良	6 番	寺内 秀昭	
	7 番	河野 律雄	8 番	古市 道則	
	9 番	中畠 一三	1 0 番	中之藪 堅二郎	

### 農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田 善昭	ロ.	向井 克巳
ハ.	中園 廣行	ニ.	雨田 俊孝
ホ.	原田 晃生	ヘ.	小脇 尚武

### 4. 欠席委員

#### 農地利用最適化推進委員（順不同）

ト.	片板 大作	チ.	中峯 哲義
----	-------	----	-------

### 5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和 4 年度第 26 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 第 5 条の規定による許可申請について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農地振興係長	山田 直樹
農地振興係	日高 美保
農地集積支援員	牛野 学

### 7. 会議の概要

事務局 開会前に、「欠席の届」が出ておりますので報告します。

農地利用最適化推進委員の片板大作推進委員、中峯哲義推進委員です。  
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。

議長 長 ただいまから、第26回 農業委員会定例総会を開会いたします。  
議長 長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。  
(「はい。」の声あり。)

議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号9番 中畠一三委員、10番 中之藺堅二郎委員を指名します。

議長 長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和4年度第26号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。  
議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和4年度第26号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、説明します。

資料の2ページをお開きください。

議案第1号は、農用地利用集積計画(案)の承認について、令和4年9月30日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権7件・農地中間管理権1件)を定めたいので承認を求めるものです。

私の方で、農用地利用集積計画(案)の内の賃借権7件について、説明を行います。

資料3ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月日が令和4年9月30日とするもので、始期を令和4年10月1日、終期を令和14年9月30日とするもので、期間は10年で、田が●●㎡・畑が●●㎡の7件で、5件が新規、2件が再設定となっております。

資料の4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

1番から5番までが、利用権の設定を受ける者が、南種子町○○××番地 A・61歳で、経営面積は●●㎡です。

利用権を設定する者は、まず1番ですが、南種子町○○××番地 B・45歳。土地の所在が○○字△△××番 ほか1筆、畑で●●㎡となります。さとうきびを作付けし、賃借料は10アール当り〇万円で口座振込みとなっております。期間が10年の新規設定です。

2番は、利用権を設定する者は、南種子町○○××番地 C・81歳。土地の所在が○○字△△××番 ほか1筆、畑で●●㎡となります。さとうきびを作付けし、賃借料は10アール当り〇万円で現金支払いとなつて

おります。期間が10年の新規設定です。

3番は、利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 D・67歳。土地の所在が〇〇字△△××番 ほか1筆、畑で●●㎡となります。さとうきびを作付けし、賃借料は10アール当り〇万円で現金支払いとなっております。期間が10年の新規設定です。

4番は、利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 E・59歳。土地の所在が〇〇字△△××番 ほか1筆、畑で●●㎡となります。さとうきびを作付けし、賃借料は10アール当り〇万円で現金支払いとなっております。期間が10年の新規設定です。

5番は、利用権を設定する者は、千葉県松戸市〇〇××番地 特別養護老人ホーム〇〇 F・89歳。土地の所在が〇〇字△△××番 ほか1筆、畑で●●㎡となります。さとうきびを作付けし、賃借料は10アール当り〇万円で口座振込みとなっております。期間が10年の新規設定です。

6番・7番は、利用権の設定を受ける者が、南種子町〇〇××番地 G・36歳で、経営面積は●●㎡です。

利用権を設定する者は、6番ですが、南種子町〇〇××番地 H・71歳。土地の所在が〇〇字△△××番 畑で●●㎡となります。安納芋を作付けし、賃借料は米〇俵で現物渡しとなっております。期間が10年の再設定です。

7番は、利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 I・84歳。土地の所在が〇〇字△△××番 ほか1筆、田で●●㎡となります。水稻を作付けし、賃借料は米〇俵で現物渡しとなっております。期間が10年の再設定です。

図面は6ページから添付しております。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）の内、賃借権7件についての説明を終わります。

## 事務局

資料は、15ページをお開きください。

農地中間管理権の設定です。公告年月日は、基盤法と同様で令和4年9月30日、始期は令和4年10月1日、終期は令和14年9月30日の期間は10年です。面積は、田が●●㎡で、件数は1件です。

資料16ページをお開きください。

整理番号1番、南種子町〇〇××番地、J・52歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、右端備考欄のKが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外2筆、地目は田、面積は3筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は粳〇〇kgの物納です。

図面は17ページに添付しております。

賃借権及び中間管理権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。

今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。  
議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：L、譲受人：M、を議題にします。

事務局 それでは事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。事務局。  
資料18ページをお開きください。  
議案第2号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。  
整理番号1番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 M。  
譲渡人が、南種子町〇〇××番地 L。  
土地の所在は、〇〇字△△××番の一部。  
登記・現況地目は畑。地積は500㎡です。  
転用計画としまして、地目を宅地に変更。  
工事計画は、令和4年10月から令和5年3月までの6ヶ月。  
資金は、土地取得費〇〇万円、造成費〇〇万円、建築費として居宅〇〇万円、物置〇〇万円の合計〇〇万円で、資金内訳は、自己資金となっています。

転用目的としましては、一般住宅・物置です。

転用事由の詳細としまして「現在居住している住まいを立ち退くことになり、住宅及び農機具等の保管倉庫の建築の必要に迫られております。耕作農地に近い土地を探しましたが見つからず、やむを得ず当該地に居宅等を建築したく申請するものです。」とのことです。

周囲の状況につきましては、北側と南東に住宅、南側に公道(〇〇線)、南側から西側へ農地が広がっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

- (1)造成計画が、盛土・切土を最高0.5m行う。
- (2)それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。

(3)周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅 3.79m程度設ける。

(4)用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第1種農地」の「集落接続施設」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は 19 ページから添付しています。

なお、この件につきましては、9月12日の現地調査において申請内容等について確認をしております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

8番委員 Mさんは持ち家に住んでいたんですけど、2年ほど前に主人が亡くなられて、主人が亡くなった後に主人の兄弟が何かと言ってきていて、お父さんが造った家なので出て行ってくれということで、小さい家で良いということで当該地を探したようです。

主人と一緒に農業をしてきたが、実家の農地を返し、夫婦で取得した今までの農地に加えて新たに土地を借りて耕作していくということです。現在、牛2頭を飼っています。年は取ったんですけど迷惑はかけたくないということで、何とか借金をせずにやっていくということでした。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。